令 和 ８ 年 ４ 月
練馬区教育委員会

令和８年度　練馬区幼児児童生徒への性暴力等防止のための対策方針

練馬区教育委員会では、令和３年度から５年度にかけて毎年連続して、教職員による児童生徒への性暴力が発生したことを重く受け止め、一昨年度「性暴力等防止特別対策委員会」からの提言を踏まえ、国際セクシュアリティ教育ガイダンスの趣旨等を反映した、区独自の「人権を基盤とした教育･研修等プログラム」を作成し、昨年度から全ての学校園で開始した。

昨年 12 月に、学識経験者等による「練馬区幼児児童生徒への性暴力等防止対策評価委員会」（以下、評価委員会）を開催し、教育委員会および各学校園において実施した取組を検証し、概ね肯定的な評価を頂いた一方、一部改善案の提案を受けた。これらを踏まえ令和８年度は、令和７年度の内容を概ね引き継ぐとともに、より効果的な教育・研修となるよう、以下の点に留意して取組を推進する。

練馬区教育委員会は、幼児児童生徒への性暴力等防止の取組を継続的に実施するとともに、毎年度改善を重ね、教職員による性暴力の根絶を図る。そして幼児児童生徒の人権が大切にされ、安心安全に過ごすことのできる学校を目指し不退転の覚悟で臨む。

１　人権を基盤とした研修プログラム

（１）職層や教職年数に応じた研修の実施

４月の校園長対象研修をはじめに、性暴力の未然防止、早期発見、ケア等に関する研修を、順次行う。

（２）全教職員対象の研修の実施

校園長対象研修の内容を短縮版に編集した動画を、区内で幼児児童生徒に関わる全教職員が、これまでは５，６月に視聴することとしていたが、令和８年度は５月末までに視聴することとする。冒頭では、過去に区内で発生した事案を共有し、受講者の意識を高める。

２　人権を基盤とした教育プログラム（５，６月に実施した授業）

（１）授業の特別感を高める取組

５，６月に一斉に行う授業の名称を「こころとからだの授業」とし、「こころとからだの授業」と中学２年生対象の助産師を講師として行う「いのちの授業」を合わせて、「教育プログラム」と総称する。また、指導案の導入部分に、本授業の目的を伝える言葉を明記する。さらに、各学校が授業実施前に事前啓発を行う。（例「全校朝会での校長講話」「学校だよりでの周知」等）

（２）小学校の２年間同一内容の継続

授業内容は令和７年度と同様の内容で実施し、２年間同一内容を受けた児童（小学 2,4,6 年生）の意見をアンケートで検証し、令和９年度以降の内容を検討する。

（３）実施時期

令和７年度と同様、性暴力等防止強化月間である５，６月に実施する。なお、授業実施前に教員が全教職員対象の研修プログラムを受講することを必須とする。

（４）児童生徒へのフォロー

授業実施前に、指導案の「指導上の留意点」を各教員は確認する。また、授業後に児童生徒にアンケートを実施し、気になる記述のあった児童生徒には個別支援を行う。

（５）教育課程への位置付け

令和８年度以降も継続実施することから、特別活動および性教育の全体計画および年間指導計画に「こころとからだの授業」を確実に位置付ける。

3　人権を基盤とした教育プログラム（いのちの授業）

（１）授業内容の精選

生徒・保護者から高い評価を受けているため、基本は令和７年度同様の内容を継続する。令和８年度の実施に向けておこなった、助産師と指導主事、区内校長および教員での勉強会において、内容の重複や理解しにくい部分を整理する。授業時間についても、50 分で収まるようにする。

（２）実施方法

学習指導要領では、「男女共習を基本」と示されているため、令和７年度同様、男女共習で行う。

（３）小学校段階の授業内容との接続

小学校ですでに実施している教育プログラムや保健の学習等を踏まえて、当面は中学校での実施とする。

4　日常的な取組

令和８年度も改めて下記の内容を明文化して、周知徹底を図る。

・相談先の周知(タブレットへの格納、掲示等)
・密室での個別指導の原則禁止
・定期的なセルフチェックシートの実施
・教科準備室など死角になる場所の点検
・空き教室等の施錠
・教室等の見える化
・私物カメラ等の校内持ち込み禁止

5　新たな課題への対応

「教育委員会による予告なしの調査、点検」を、試行的に実施する。その際に、探知機等による物理的対策も併せて実施する。